

令和6年7月16日

南相馬市農業委員会
7月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和6年7月16日(火) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	欠
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	欠 番	
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	欠 番	
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 渡邊 賢一

鹿島区 鈴木 清教

原町区 小谷津弘隆

原町区 佐藤 光政

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹

農地集積課

係 長 但野 典康

主 事 佐藤 丈樹

主 事 増田 知洋

主 査 江口 秀則

4. 日 程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 報告第 26 号 専決処分の報告について |
| 日程第 4 | 報告第 27 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について |
| 日程第 5 | 報告第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について |
| 日程第 6 | 報告第 29 号 違反転用事案の報告について |
| 日程第 7 | 議案第 74 号 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 8 | 議案第 75 号 農用地利用集積等促進計画の決定について |
| 日程第 9 | 議案第 76 号 農用地利用規程の変更に係る意見について |
| 日程第 10 | 議案第 77 号 農用地利用規程の変更に係る意見について |
| 日程第 11 | 議案第 78 号 南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |
| 日程第 12 | 議案第 79 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について |
| 日程第 13 | 議案第 80 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について |
| 日程第 14 | 議案第 81 号 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について |
| 日程第 15 | 議案第 82 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分） |
| 日程第 16 | 議案第 83 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分） |
| 日程第 17 | 議案第 84 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分） |
| 日程第 18 | 議案第 85 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 19 | 議案第 86 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分） |
| 日程第 20 | 議案第 87 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 21 | 議案第 88 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分） |
| 日程第 22 | 議案第 89 号 現況確認証明申請について |

5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 只今より、令和6年7月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、13番委員であります。また、17番委員より所用のため15時に退席するとの通告がありましたので報告いたします。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号2番委員、3番委員、4番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。6月25日、本市で開催された「相双農林事務所管内農業委員会研修会」に私と事務局長の2名で出席しました。研修は、主に「営農型太陽光発電」に関する内容で、農地転用許可制度の見直し概要と、昨年度に続いて今年度も実施する県・関係市町村合同による現地調査の進め方について説明を受けたところです。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第26号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第9号について事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第26号、専決第9号について説明いたします。議案書の2ページから3ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、調整委員2名の専決をいたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第27号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の15番委員からの報告を求めます。

15番委員 報告第27号について説明いたします。議案書の4ページになります。去る7月2日午前10時より南相馬市役所北庁舎1階会議室において、受け手1名、福島県農業振興公社2名、調整委員2名、事務局1名により開催をいたしました。

協議内容についてですが、公社側から田10アール当たり33万円の価格提示がされ、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費を含め204万6646円となりました。なお、この件は議案第74号「農用地利用集積計画の決定について」に載せてありますので、後ほどご審議方よろしく申し上げます。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第5、報告第28号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第28号についてご説明いたします。議案書5ページから6ページになります。今回9件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第6、報告第29号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第29号についてご説明いたします。議案書の7ページから9ページ、整理番号1番から5番につきまして当事者の氏名、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等は記載のとおりです。

整理番号1番につきましては、平成8年頃より住宅等への進入路として整備し使用しております。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したた

め、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号2番ですが、昭和56年頃に資材倉庫等を整備し使用しております。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号3番ですが、採石や資材、バックホウ等の機械類をそれぞれの施工現場に置き使用しているため、管理がしづらい状況であったことから、平成25年頃に当該地を資材置場等として整備し使用しております。今般、資材置場を拡張するために土地調査を行ったところ、今まで使用してありました土地5筆が農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号4番ですが、10年以上前から農業用倉庫を建築し現在まで使用しております。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号5番ですが、令和4年頃から畑の一部を宅地化し、現在まで使用しております。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなっております。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第7、議案第74号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、利用権設定関係の整理番号3番を先に審議します。それでは、農業委員会法第31条の規定により、8番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から整理番号3番の説明を求めます。

事務局 議案第74号、整理番号3番についてご説明をいたします。議案書の12ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担

当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第74号、利用権設定関係の整理番号3番について説明いたします。議案書の12ページとなります。こちら利用権設定が1件、鹿島区の西真野地区における福島県農業振興公社との契約に係る調整でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。8番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、事務局から議案第74号「農用地利用集積等計画の決定について」の残り全部の説明を求めます。

事務局 それでは議案第74号の残り全てについてご説明をいたします。議案書の10ページから12ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第74号、残り全てについて説明します。議案書10ページから12ページになります。こちら鹿島区の西真野地区並びに小島田地区における福島県農業振興公社との契約調整になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 7 5 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。なお、先ほど説明しました様に、当日配布の追加案件がありますので、数分間の確認時間を設けます。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。この議案には、議事参与の制限に該当する案件が 2 件ありますので、該当案件ごとに審議いたします。円滑な議事の進行にご協力をお願いします。それでは先ず、利用権設定関係の整理番号 4 9 番を審議します。農業委員会法第 3 1 条の規定により、7 番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から整理番号 4 9 番の説明を求めます。

事務局 議案第 7 5 号、整理番号 4 9 番についてご説明をいたします。議案書の 1 8 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第 1 7 条の 2 8 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 7 5 号、整理番号 4 9 番について説明いたします。議案書の 1 8 ページになります。利用権設定が 1 件、原町区のほ場整備地区馬場西地区における福島県農業振興公社との契約に係る調整となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。7 番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。次に、整理番号150番、151番を審議いたします。同じく、4番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から整理番号150番、151番の説明を求めます。

事務局 議案第75号、整理番号150番、151番についてご説明をいたします。議案書の28ページから29ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第17条の28第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第75号、整理番号150番、151番について説明いたします。議案書の28ページから29ページになります。こちら、原町東地区における福島県農業振興公社との契約に係る調整となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。4番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、事務局から議案第75号「農用地利用集積等促進計画の決定について」の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第75号、残り全てについてご説明をいたします。議案書の13ページから51ページ、及び当日配布議案の1ページから7ページになります。市が農用

土地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第17条の28第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 それでは、先に審議頂いた整理番号49番、150番、151番を除いた議案についてご説明申し上げます。議案書13ページから51ページ、本日お渡しの資料1ページから7ページになります。今回、全てほ場整備地区でございますが、高平中部地区、馬場西地区、原町東地区、深野南地区、原町南部地区、計5地区の促進計画でございます。それぞれの単価につきましては、各地区の営農改善組合で決定した単価による契約となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次、日程第9、議案第76号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第76号についてご説明をいたします。議案書の52ページから64ページになります。市が農用地利用規程を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第76号について説明いたします。議案書の52ページから64ページになります。鹿島区小島田地区において換地処分後の面積変更に伴う農用地利用規程の一部を改正することについて審議を求めるものです。変更の内容については58ページになります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 10、議案第 77号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 77号についてご説明をいたします。議案書の 65 ページから 78 ページになります。市が農用地利用規程を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第 24 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 77号について説明いたします。議案書の 65 ページから 78 ページになります。原町南部地区において農地の利用調整を行い、担い手への農地の集積を図るため農用地利用規程の一部を改正することについて審議を求めるものです。変更の内容については 68 ページ以降になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 78号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 78号についてご説明いたします。議案書の 79 ページから 83 ページ、及び別紙周辺図になります。市が農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用する同規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職

員からご説明いたします。以上です。

議長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第78号について説明いたします。議案書の79ページから83ページ、及び別冊「現地案内図」になります。こちらの議案につきましては、先般の6月定例総会に続いての審議となります。この間に福島県相双農林事務所及び農業委員会事務局立会いのもと、現地調査を行いまして議案の再整理をいたしました。内容につきましては、農地集積課但野係長よりご説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

農地集積課 先月ご審議頂きました本件について、改めて説明いたします。議案書の79ページから83ページになります。先月審議ありました点でございますが、農振除外の許可基準について6点ほどあったわけですが、その中で「農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと」こちらにつきましては農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第3号の部分でございます。さらには、「農用地区域内における効率的、安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと」こちらについては同じく法第13条第2項第4号の部分でございます。ここの部分につきまして周辺の耕作者に確認したところでございます。「当該地が農地でなくなることに對して営農上影響があるのか」尋ねたところ、周辺農地からの連坦性が損なわれるので異議はあるとの話でありました。周辺農地については作物の植付けがされている農地もありまして、連坦性はあるとの事でございます。

一方で、当該地は宅地周りの農地であって、周辺には一部太陽光設備も設置されており、公衆用道路の接道もされていることから、周辺農地に対して営農を阻害する決定的な要因は無いと思われるところでございます。当該地域の集積・集約化に支障があるか否かにつきましては、ある程度営農に関する意思確認が済んでいることから支障がないものと思われれます。耕作者からの視点でも、地権者の意向は重要であると認識しているところであります。以上のことから除外相当の案件として提案をいたします。また、今日お渡しの資料の中で、今ほど説明しました許可条件を記載してあります。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 只今の議案に對しまして、質疑等があれば発言を願います。

11番委員 図面では山林状態となっておりますが、現状は整地しまして綺麗になっている状況なんですよ。整地したのは誰なのかお聞きしたい。

農地集積課 整地した者につきましては、直接確認しておりませんが、市ではない。地権者・耕作者でもないことから、その他の事業者が実施したと思われます。

1 1 番委員 民間の業者というのは私も知っていますが、誰かの指示がないと。お金が発生していると思うんですね。地権者は亡くなっており、相続人もいない状況で、現状、議案書に書いてあるとおり管財人が管理している土地なんですよ。そういう面からも、整地する前は杉等の木が多数繁茂していた土地なんですよ。そこを母屋と共に整地した状況なんです。そういった点から、現状昨日の写真なんですけど、申請地の両隣の耕運している箇所はプロッコリーが栽培している。それで、この図面でいうと付近にソーラーは確かに建ててあります。でもこの地域はプロッコリーが栽培できるように法人にあっせんした土地でもありますし、1ヘクタール程の梨畑だったところも、法人が耕作することになっています。そういった点から、議案書82ページに「事業計画者は現在不耕作状態となっている。当該地が今後も農地としての利用が見込めないことから土地の有効活用を図るもの」と書いてありますけれど、何回も言うようにここが2種農地といいますけど、平坦で小学校の前ですから、皆さんも1度や2度は通ったことがあると思います。あそこは日当たりもいいところで、なぜこの場所が農地でないのでしょうか。お聞かせをお願いします

農地集積課 こちらにつきましては、いろいろな背景はありますけれども、農地の所有者、また相続管理人の意向があったということで認識をしております。

議 長 議長として、先ほどの発言について確認します。それは、相続者の意向であると、そういう事ですか。

農地集積課 はい。

1 1 番委員 話をまとめますと、土地所有者が亡くなってから家庭の状況も色々ありまして、親族がいるそうだが、皆さん相続を放棄した状態と聞いております。

農地集積課 親族の意向があったということでございます。

1 4 番委員 飯崎地区周辺図について、これに農振の青地と白地を入れて頂きたい。いま事案になっている土地がどういう状況になっているのかが分かると思うんですね。例えば周りが全部農振白地であれば違和感もないんですけども、周りが農振青地であれば、ここにポツンと白地が出来るといっているのであればどうなんだろう

という事にもなると思うので。今まで私共に市の方から意見を求められた農振の除外に関しては、農振の青地白地の図面が一切提示されていないんですよね。ですから全体の土地利用の状況からみて、そこが適切なのか否か判断する材料に不足していたのではないのかなと思うので、この際ですから、せっかくこういった図面を頂いたので、この場で教えてもらいたい。例えば当該の赤で書かれた農振除外をしようとする土地の左隣に、白の斜線が引いてあります。これは多分太陽光のパネルがある場所なんですよね。ここは農振の白地なのか、青地なのか。そういった部分を教えて欲しい。

農地集積課　　いまご指摘のとおり、青地白地がわかることよっての検討というのは重要であると考えます。ただ、今ですね、ここで近隣農地がどういう風になっているのかというのが分かりませんので、改めてお示しをしたいと思います。

11番委員　　先月、現地をよく見てくださいと話をしましたが、現地確認をしてきたのですか。

農地集積課　　現地確認しました。

11番委員　　現地確認した際に、周りがブロッコリー畑で耕作していると思っうんです。その中でここにソーラーを建てる。資料には地区内に太陽光が点在していると書いている。その他遊休農地が多いなどマイナスのことしか書いておらず、市としてこの場所を除外したいという意向しか見えない。どういう事なのか。

議　長　　この件について、いったん休議とします。

(休議)　　17番委員所用により退席

議　長　　再開いたします。

事務局長　　休議前に11番委員と14番委員より質問ありましたが、担当の農地集積課では今すぐ答えられないということでした。休議中に話がありましたが、答弁が不十分な部分がありました。この件につきましては関係する委員のご協力を得ながら、再度農地集積課とともに現場を再確認することと合わせて、どういった経緯で除外に至ったのかを調べたうえで農業委員に説明頂く。それら以外でも質問あるでしょうか、関係農業委員も含めてこの案件についての意見をまとめていくということによろしいでしょうか。改めて現地確認をし、その上で意見をまとめるということです。

8月に継続審議で出すという事では無く、今月から来月上旬まで、質問のあった農業委員はじめ、協力頂ける委員の方々とともに現地を確認したり、農地集積課から十分な申請内容の説明を聞くということで意見をまとめる。という事でいかがでしょうか。

議 長 只今、事務局長から話のあったとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第79号「農地法第3条の規定による許可処分取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第79号についてご説明いたします。議案書の84ページになります。3条許可となった所有権の取消願出が1件あります。申請当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。取消しをする理由ですが、野菜工場を立ち上げ、運営する計画で許可を受けましたが、資金繰りが厳しくなり、事業を断念することになりました。今回新たに当該農地の取得を計画する者がいるため、許可の取消しをするものになります。詳細については記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

14番委員 当初譲受人について、法人設立の目的と営農の能力等がわかれば教えて欲しい。

事務局 譲受人である法人については、令和4年度の話になりますが、3条申請で農地を借り受けることになりました。借り受けた農地では、太陽光利用型野菜工場や人工光野菜工場等を建設する計画でした。令和6年度に入りまして、認定農業者の新規も保留となっている状況です。今回、計画を断念し譲渡人に農地を戻すことになっております。以上です。

議 長 それ以外に質問があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第80号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第80号についてご説明いたします。議案書の85ページから86ページ

になります。申請番号1番から4番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第81号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第81号についてご説明いたします。議案書の87ページになります。申請番号1番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第82号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第82号についてご説明をいたします。議案書の88ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号2番については報告第2

9号、整理番号4番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。次に申請番号3番については、報告第29号、整理番号5番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、8番委員。

8番委員 議案第82号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月8日午前9時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願ひします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、7番委員

7番委員 議案第82号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。この案件は報告第29号整理番号4番の関連であります。現地案内図は2ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月9日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号3番について、4番委員

4番委員 議案第82号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページになります。なお、この案件は報告第29号整理番号5番関連の案件であり、申請内容は記載のとおりです。去る7月8日午後2時15分頃より、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第83号「農地法第5条の規定による許可処分取消願出について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第83号についてご説明いたします。議案書の89ページ、申請番号1番につきまして、申請当事者の氏名、土地の所在、許可を取消しする事由は記載のとおりです。議案第84号申請番号1番及び議案第87号申請番号3番に関連する案件となります。建売住宅を建築する目的で平成5年に転用許可を受け、進入通路部分のみ工事完了しておりますが、会社の事業計画変更により建売住宅の建築を断念することとなったため、転用許可を受けた一部について取消するものとなっております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第84号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第84号についてご説明いたします。議案書の90ページ、申請番号1番につきまして、転用事業者の氏名、土地の所在、事業計画変更の事由は記載のとおりです。議案第83号申請番号1番及び議案第87号申請番号3番に関連する案件となっております。建売住宅を建築する目的で平成5年に転用許可を受け、進入通路部分のみ工事完了しておりますが、建売住宅の建築を断念することとなり、建築部分の許可を取り消すことから当初の事業計画を変更するものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、7番委員。

7番委員 議案第84号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。この案件は議案第83号申請番号1番と議案第87号申請番号3番関連の案件でござい

ます。現地案内図は10ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月8日午後4時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第85号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第85号についてご説明いたします。議案書の91ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番につきましては報告第29号整理番号1番の関連であり、違反の追認を得るための申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願ひます。申請番号1番について、4番委員。

4番委員 議案第85号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページになります。報告第29号整理番号1番関連の案件であり、申請内容は記載のとおりです。去る7月8日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、8番委員

8番委員 議案第85号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページになります。去る7月8日午前9時30分頃より、代理人行政

書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第86号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第86号についてご説明いたします。議案書の92ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番につきましては、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請となっております。令和6年6月3日付けで転用許可を受けたものになりますが、当初の申請で併用地としておりました「登記地目：山林」の土地の一部に「現況の課税地目：畑」の土地があったことから追加で転用許可を受けるものとなっております。

 続きまして、申請番号2番につきましては、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願ひます。申請番号1番について、9番委員。

9番委員 議案第86号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページになります。この案件は先ほど事務局から説明ありましたとおり、5月の定例総会において審議された案件ですが、計画区域内に地目山林、現況畑があったための追加の審議となります。去る7月6日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、5番委員

5番委員 議案第86号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月11日午後12時30分頃より代理人行政書士立ち合いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第20、議案第87号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第87号についてご説明いたします。議案書の93ページから94ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号2番ですが、報告第29号整理番号2番の関連であり、違反の追認を得るための申請となっております。続きまして申請番号3番につきましては議案第83号申請番号1番及び議案第84号申請番号1番に関連する案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番から3番について、7番委員。

7番委員 議案第87号申請番号1番、2番、3番について現地調査の報告をいたします。まず、申請番号1番について報告いたします。現地案内図は8ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月9日午後1時30分頃より代理人行政書士立ち合いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、申請番号2番について報告いたします。この案件は報告第29号

整理番号2番関連の案件です。現地案内図は9ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月8日午前9時頃より代理人行政書士立ち合いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、申請番号3番について報告いたします。この案件は報告第83号申請番号1番と議案第84号申請番号1番関連の案件です。現地案内図は10ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月8日午後4時頃より代理人行政書士立ち合いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第21、議案第88号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第88号についてご説明いたします。議案書の95ページから98ページ、申請番号1番から13番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番及び12番につきましては、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請となります。

続きまして申請番号13番につきましては、報告第29号整理番号3番の関連であり、違反の追認を得るための申請となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番から6番について、6番委員。

6番委員 議案第88号申請番号1番から6番について、現地調査を一括して報告いたします。設定人は違いますが、代理人行政書士は同じです。現地案内図は11ページにあるとおり、1箇所となります。去る7月10日午前11時頃より、代理人

行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請理由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士に聞き取りを行いました。現地調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 次、申請番号7番から11番について、3番委員。

3番委員 議案第88号申請番号7番から11番まで一括で現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページ、13ページになります。去る7月8日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき代理人行政書士からの聞き取り、また現地を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 次、申請番号12番については事務局より説明を願います。

事務局 議案第88号申請番号12番について、現地調査委員に代わりまして報告をいたします。現地案内図は14ページとなります。去る7月8日午後5時頃より、設定人、被設定人両者立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、近隣住民への説明を実施しており立地基準、一般基準ともに満たしており、問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 次、申請番号13番について、15番委員。

15番委員 議案第88号申請番号13番について現地調査の報告をいたします。なお、この案件は報告第29号整理番号3番の関連です。現地案内図は15ページとなります。申請内容は記載のとおりです。去る7月8日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 2 2、議案第 8 9 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 8 9 号についてご説明をいたします。議案書の 9 9 ページ、申請番号 1 番につきまして、土地の表示、判定地目、非農地化した理由は記載のとおりです。申請地 2 筆を非農地と判断いたしました。この案件につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 1 番について、現地調査委員を代表しまして、1 番委員から報告を願います。

1 番委員 議案第 8 9 号の現況確認証明について報告いたします。去る 7 月 5 日午後 1 時 3 0 分頃より、農業委員 2 名、事務局 1 名の計 3 名で現地調査を行いました。現地案内図 1 6 ページをご覧ください。当該地ですが原町区深野地区にある温泉施設駐車場の西側に位置しております。

現地の状況ですが、農地の境界線のみ直近で草刈りした跡はあったものの、農地の大部分が萱等の背丈の高い雑草が繁茂しており、また雑木も見受けられ数年間管理がされていないことが伺えました。1 3 6 番の 1、1 3 8 番ともに進入路が設置されておらず、また当該地が傾斜地になっており機械等の進入も現状だと不可能となっております。周辺に耕作している農地も無く、今後農地としての維持管理は厳しいと判断し申請された 2 筆ともに非農地と判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。以上で、本日予定いたしました報告 4 件、及び審議 1 6 件、合わせて 2 0 件の審議を終了とさせていただきます。これをもちまして、本日の 7 月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後 3 時 4 5 分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和6年8月19日

議事録署名人(2番・コンノ ヒデユキ)

議事録署名人(3番・タカクラ ヒロノブ)

議事録署名人(4番・ハラダ ヨシノリ)
